

# 経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 令和2年4月28日(火) 13:21～14:34

開催場所 議会運営委員会室

出席委員 8名

川口 延良 委員長

田中 惟允 副委員長

山中 益敏 委員

中川 崇 委員

池田 慎久 委員

西川 均 委員

和田 恵治 委員

森山 賀文 委員

欠席委員 なし

出席理事者 谷垣 産業・観光・雇用振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第50号 令和2年度奈良県一般会計補正予算(第1号)

(経済労働委員会 所管分)

<会議の経過>

**○川口(延)委員長** それでは、ただいまより経済労働委員会を開会いたします。

和田委員につきましては、少し遅れるとの連絡を頂いておりますので、ご了承願います。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、傍聴をご遠慮いただくようお願いしておりますが、傍聴の申し出があれば、密集しないよう配慮いたしまして、5名を限度に入室していただきますので、ご了承ください。

なお、本日の委員会について、写真、テレビ撮影による取材があると聞いております。もし取材がある場合は、委員会の審議に支障のないように行っていただくということで許可してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、写真、テレビ撮影による取材を許可することといたします。

案件に入ります前に、あらかじめお断りしておきます。

本日の委員会では、付託議案の審査のみとなりますので、ご了承願います。

また、産業・観光・雇用振興部長、産業・観光・雇用振興部理事、産業・観光・雇用振興部次長、地域産業課長、産業政策課長に限って出席を求めていますので、ご了承願います。

なお、この部屋にはマイクがございませんので、発言の際は少し大きめの声をお願いいたします。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、臨時議会ですので、委員長報告は付託を受けた議案の審査結果についてのみご報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、産業・観光・雇用振興部長からご説明を願います。

なお、理事者におかれましては、着席にてご説明を願います。

**○谷垣産業・観光・雇用振興部長** それでは、産業・観光・雇用振興部に係る令和2年4月臨時県議会提出議案についてご説明を申し上げます。令和2年4月臨時県議会提出予算案の概要の4ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金でございます。このたび、県からお願いしております施設の使用制限を受けまして、施設の休止、あるいは営業時間の短縮にご協力いただいた県内の中小企業・個人事業主に対しまして協力金をお支払いするものでございます。給付額は、中小企業で1事業者当たり20万円、個人事業主で1事業者当たり10万円としております。

次に、7ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症対応資金でございます。国が緊急経済対策により新たに創設する制度を活用いたしまして、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業・小規模事業者への資金繰りを支援いたします。貸付枠は600億円で、貸付限度額は3,000万円となっております。

続きまして、制度融資条件の拡充でございます。既存の県制度融資条件を引き続き無利子・無保証料とし、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援いたします。今回の補正予算により、貸付枠を30億円から40

0億円に拡大をお願いするものでございます。合計いたしますと、計1,000億円の貸付枠を確保することといたしました。

続きまして、8ページでございます。

債務負担行為の補正をお願いするものでございます。制度融資の利子補給について資金需要に対応するため、債務負担行為の限度額の増額を行うものでございます。

令和2年4月臨時県議会に提出しております産業・観光・雇用振興部の議案に係る説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○川口（延）委員長** ありがとうございます。

それでは、各議案について質疑があれば、ご発言願います。

なお、感染症対策の観点からも、質疑、答弁はできるだけ簡潔にさせていただくようご協力を願います。

**○山中委員** 2点お聞かせいただきたいと思います。

4月7日に緊急事態宣言、引き続いて4月16日には全国都道府県を対象とした宣言がされました。さきの東京都、大阪府をはじめとする7都府県に北海道、京都府などを含めた13都道府県が特定警戒都道府県ということで指定されました。もちろん、この16日には、全国が対象区域ということで、奈良県も含めて出されたわけですが、隣接する大阪府、京都府では、施設の使用制限等を既に実施されていることから、本県への越境往来が非常に盛んになって、一層の感染拡大の大きな懸念材料と認識しておりました。奈良県におきましても大阪府や京都府と同等の施設の使用制限等を要請することが、不安の払拭につながると認識しております。

具体的には、4月25日の午前0時から5月6日の間、施設の休止や営業時間の短縮の要請を受けて全面的に協力をしていただく業者に対して協力金を給付し、施設の使用制限を進めていただくことで感染の拡大防止につながる、このように理解しています。

そこで、休業要請等に協力いただける業者の方に対してスピーディーな給付が必要と考えますが、簡便な申請の手続や方法等についてお聞かせいただきたいと思います。

また、今回の予算に計上されておりますが、基本的に休止を要請する施設についてどの程度の業者数を見込まれているのか、この点についても併せてお聞かせいただきたいと思います。

**○福留産業政策課長** まず、本日、議決を頂きましたら、申請書類を作りましてホームページにアップさせていただき、受付を開始させていただけたらと思います。それと、事

務費として計上させていただきましたけれども、事務室を借り上げ、事務機器及び臨時職員などの拡充もしまして、1カ月後をめどに支給させていただけたらと思っております。

業者数につきましては、県内の中小企業及び個人事業主、合わせて1万5,000件を想定しております。内訳としましては、個人事業主1万2,000件、中小企業者3,000件ということで見込んでおります。以上でございます。

**○山中委員** 今、ホームページに早速アップして、1カ月後を目途にということで行っていただきました。しかし、大変厳しい状況が各企業の皆さんには待っていると私も企業を回っていて感じました。そういう意味では、今、1カ月後を目途にと言われても、できるだけ早急に、この協力金がしっかりと皆さんの手元に届くようにしていただきたいと思います。この点はお願いをしておきます。

それともう1点、関連することですが、特別措置法では基本的に休止を要請しない施設という分類をされている中で、例えば飲食店、料理店や喫茶店等については、営業時間を午前5時から午後8時まで自主的に短縮して営業される事業所は、協力金の給付対象とわかれております。そうした中で、例えば美容・理容といった休止を要請されない施設の方から感染拡大防止を考えると休業して全面的に協力したいという声が私のほうに届いております。そういった対象とならない店舗に対してどのような考え方を持っておられるのか、この辺も聞かせていただきたいと思います。

**○福留産業政策課長** 理美容など、休業要請の対象とならない施設について、その考え方ということでございます。

休業要請の対象の選定につきましては、一義的には危機管理部局で対応しているもので、同部局から聞いていることをお答えさせていただきます。

理美容などは、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定いたしました新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針におきまして、生活上、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する事業者として事業継続が求められている施設でございます。このため、休業要請はしていないとのことでございます。

今回の協力金につきましては、県からの要請を受けて休業等に全面的に協力いただいた事業者を対象としていることから、理美容などは協力金の支給対象とはなりません。

なお、県では、ほかの制度といたしまして無利子・無保証の制度融資を拡充するなどしておりますので、県内事業者の継続を強力に支援していることでございます。これら制度につきましてご相談いただけたらと思っております。以上でございます。

**○山中委員** 対象にできないということですが、協力金については、全面的に協力する事業所に対してという話で、そういったところも休んで少しでも感染拡大の防止につながるようにとおっしゃっているので、その辺の趣旨は非常に近いと思うのです。その点は了解しましたが、そのように私たちのできることで協力したいという思いを私どものほうに寄せていただいている企業もありますので、どうぞその点はよく知っておいてください。持続化給付金など、様々な制度もこれから出てくると思いますので、こういった案内もしっかりとさせていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対応資金についてお聞かせをいただきたいと思いますが、既存の制度融資については、経営環境変化・災害対策資金が1つです。セーフティネット対応資金が2つ目です。そして、大規模経済危機等対策資金が3つ目ですが、既に県が負担をする形で金利、そして保証料をゼロとして実施されている、こうしたメニューがございます。

4月21日時点で、これは保証承諾見込みということで979件上がっております。額が274億8,740万円が計上されております。この状況から現在の融資枠の30億円というのが足りないということで、400億円に今回増額していただきました。

そして、新たな国の制度もあって、600億円の融資枠を確保して、既存の制度と合わせますと、1,000億円の融資枠を持って進めていこうということで、既存の制度融資と今回新たに作る分の違い、メリット、この辺のご説明をお願いします。

**○山田地域産業課長** 新型コロナウイルス感染症対応資金についてご質問がございました。

県では新型コロナウイルス感染症の影響を受けました中小企業・小規模事業者に対する資金繰りの支援措置として、金融機関や信用保証協会に対して利子補給や保証料補給を行う、3つの制度融資により企業支援を行っております。

新しい資金につきましては、今回、新型コロナウイルス感染症対応資金として国が4月7日に公表いたしました第3弾目となります緊急経済対策に基づき創設されたものでございまして、全国統一要件に基づく制度融資でございます。

主な違いでございます。例えば、売上高等が5%以上減少している個人事業主と売上高等が15%以上減少している小中規模の事業者につきましては、無利子・無保証となっております。現在の資金と同様でございます。

その他主な違いでございます。融資限度額は、既存の3つの資金は各5,000万円、

新資金は3,000万円でございます。

また、融資期間に違いがございまして、既存の資金は7年以内の据置き1年、または10年以内の据置き2年となっておりますけれども、新たな資金につきましては10年以内で据置きが5年となっております。

続きまして、事業者のメリットでございますけれども、据置き5年以内の資金を新たに創設することにより、中小企業・小規模事業者の方々の様々な資金需要に応じてご利用いただくと考えております。選択の幅が広がりましたので、複数ご利用いただくとお思います。新資金と既存の資金、併せてご利用いただくことも可能でございますので、ご活用いただければと考えております。以上でございます。

**○山中委員** ありがとうございます。メリットも言っていただきました。昨日も歩いていますと、民間の金融業の方がおられたのですが、この新たな制度はまだ知られていない。今、一生懸命従来のセーフティネット対策資金4号・5号の資金枠を進めておられるということでした。ぜひともこの新たな融資制度についても、しっかりと県として周知を図っていただきたいと思っております。よろしく願いをしておきます。

既に経済産業省から、「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」という資料が出ております。この中に、金融機関等への配慮要請ということで、金融庁からも民間金融機関に対して事業者への積極的な支援を実施するよう要請しているとされております。

そしてまた、今日の新聞報道ですけれども、奈良財務事務所は、奈良県内経済情勢報告で、この4月の判断を、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が抑制される中、足下で急速に下押しされており、極めて厳しい状況と、5年半ぶりの下方修正されております。

本当に現場はこうした融資をされても大変厳しい状況で、お願いしてもなかなか借りられないところもございます。そういう意味で、せっかくこうして、県ももちろんですけれども、政府も新たな融資枠をつくってやろうということで対応しておりますので、民間金融機関、信用保証協会等に対してしっかりと奈良県としてもスムーズな支援を図っていただけるようお願いしていただくことを要望して、これで終わります。ありがとうございます。

**○池田委員** 私からはこの協力金に絞りまして数点質問させていただきたいと思っております。

まず、今、山中委員も触れられましたけれども、私の元にも休業要請の対象になってい

ないけれども、どうなるんだろう、入れてもらえないだろうかという相談がたくさんいろいろな業種から来ております。

その中で、まずお尋ねしたいのは、休業要請の対象施設の選定に当たって、どのような考え方で県は今回示されたのか。対象となっている今回の施設について、奈良県独自の考え方は盛り込まれていないのか。その辺りについてお聞かせいただきたいと思います。

**○福留産業政策課長** 使用制限の要請、または依頼を行った施設はどのような考え方で分類を行ったのか、奈良県独自の考えは盛り込まれているのかというお尋ねでございます。お答えいたします。

先ほども申しましたように、使用制限の対象の選定については、一義的には危機管理部局で対応しているところでございます。

まず、対象施設の選定に当たりましては、大阪府、京都府といった大きな都市に近接している本県の地理的な条件を踏まえ、府県を越えた感染症拡大を防止するためには、既に施設の使用制限を要請されていた大阪府や京都府と同じレベルの対応が必要という判断の下、両府と同じ施設の使用制限、または要請を依頼したと聞いているところでございます。以上でございます。

**○池田委員** 防災統括室で決められているということですがけれども、例えば昨日ニュースで、ゴールデンウィーク中に6万人の方が沖縄へ予約をされているということで、沖縄県知事が来ないでほしいといった声明を出されました。奈良県も観光地でございますので、ゴールデンウィークを控えて、感染者数も少なくなってきたみたいだし、いいお天気だし、奈良へ遊びに行こうか、泊まりがけでということも考えられないことはないわけです。

今、ホテル・旅館は、一部の条件を除いて休業要請がかかっておりませんが、例えばホテル・旅館に加えてゲストハウス、民泊といったところに、ゴールデンウィークの5月2日からの6日までの5日間に絞って、旅行、遊びに来る目的で宿泊予約される方については断ってくださいと。断っていただいたら協力金の対象にしましょうというのも奈良県の特性を踏まえた中で考えられないことはないのかなと思っています。

ゴールデンウィーク中の人の往来、外出自粛というのが非常に重要だと思いますので、感染拡大防止対策の一環として、ぜひ防災統括室へもお伝えいただいて検討していただければと思っております。私からお願いしておきたいと思っております。

2つ目でございます。この協力金の制度とか申請方法について分かりやすく周知してい

く必要があると思いますけれども、どのような対応をしていくのか、どのようなことに留意をされているのかということが1点、また先ほどのご答弁にありましたように、本日の議会の議決後、直ちにホームページで申請関係の様式等をアップしていただいて、受付も始めるということですが、例えばインターネット環境がなくて、様式とか申請書類、誓約書がダウンロードできない方も当然おられると思うのです。そういう方に対してどのように対応するか、教えていただきたいと思います。

**○福留産業政策課長** 協力金の問合せの対応としまして、4月21日に奈良県緊急事態措置コールセンターを設置したところでございます。翌日22日から5月6日の間、朝9時から夜9時まで休まずに対応しているところでございます。

また、県の協力金のホームページにおきましては、よくあるお問合わせも掲載させていただいているところでございます。例えば、比較的多かった休業要請の対象となる施設の面積などをQ&Aに掲載したところ、その問合せ件数も減少したという実績もございます。繰り返しになりますけれども、本予算を可決いただきましたら、申請書類をダウンロードできるように県のホームページに掲載する予定でございます。

今後は申請に関する問合せにシフトしていくと見込んでいます。コールセンターにおきましては、引き続き丁寧かつ分かりやすい対応に努めたいと思っております。

また、一方でインターネット環境のない方につきましては、コールセンターへお問い合わせいただきましたら、申請書類一式を郵送させていただく予定としております。以上でございます。

**○池田委員** 緊急事態宣言が出されてからコールセンターを設置していただいておりますけれども、かなり多くの問合せがあったと伺っております。私もいろいろな方から問合せをいただいて、その方の代わりに実は土曜日に私がコールセンターにかけさせていただきました。県会議員の池田ですとは言っていないのですが、本当に丁寧に分かりやすく、こうですとはっきりと言ってくくださったので、非常に安心して信頼できる回答を頂いたと、相談者にお伝えしましたら、大変喜んでおられました。本当に頭の下がる思いでございます。

数多くの相談内容、重なるところもたくさんあると思うのですが、Q&Aでアップしていくということですが、それを事前に見れば、コールセンターへの問い合わせが集中する回数や負担も随分と軽減されると思います。ぜひ順次整理をしていただいてアップしていただければと思いますし、あわせて、だんだん情報量が多くなってくると、今度は探すだ

けでも大変になってくると思うので、これも技術的な話になってくるのですが、キーワード検索、例えば飲食店、あるいは相談内容などのキーワードを入れることによって検索したら、ぱっとその情報が出てくるようになれば、より使い勝手のいいサイトになると思います。その辺りもぜひ工夫して知恵を絞ってお願いしたい。また、県民の皆さんに応えていただけるような体制をつくっていただきたいと思います。

次でございますが、今、ホームページを見ましたら、24日にアップをしていただいておりますが、郵便による受付・申請を予定されているということでございます。郵送だけではなく、インターネット、ウェブでの申請もできないものかと思うのです。制度は違いますけれど、国の持続化給付金などはウェブで申し込むこともできるので、ウェブでの申請、インターネットを通じての申請はできないものかお尋ねしたいと思います。

また、申請書類を郵送ということですが、送ったはずなのに、県に届いていないというトラブルを防ぐために、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

**○福留産業政策課長** ウェブの申請につきましても検討しましたが、今回、受付期間が約1カ月強を予定しており、短期間で多数かつ多様な業種の事業者からの申請を審査することになってくると思います。このため、郵送という一つの方法で受け付けるほうが分かりやすく効率的に作業ができてトラブルも少ないということから、郵送にさせていただきました。

もう一つ、送ったのに届かなかったというトラブルも考えたところでございまして、申請においては、簡易書留など、できるだけ郵便物の追跡ができる方法をお願いする予定でございます。以上です。

**○池田委員** ありがとうございます。

私のところにも、たくさんの相談が来ています。例えば、深刻になる前に既に休業していたところはどうするとか、あるいは昨年度は事業をやっていないくて今年度から事業が始まったところは確定申告書が用意できないけれどどうしたらいいのとか、いろいろ問合せが来ているのです。いずれにしても事業者は毎日非常に深刻な状況がより増して進んでいくわけですので、スムーズな審査と給付につなげていただきたいと思います。おおむね1カ月ということですが、できるだけ早く給付していただけるように私からもお願いしたいと思っております。

それともう1点、今、市町村でも県の10万円、20万円の協力金に上乘せする形で制度を設けようという動きがございます。もう既に発表されているところもございすけれ

ども、県の求める条件と市町村が設定している条件が違ふとだめだと思ふのですが、例えば県が求める条件と市町村が求める条件が一緒であれば、県が審査をして給付できると認められた事業者については、例えば県が証明書みたいなものを発行して、市町村に上乘せ分として申請を出すのに、それを申請書類の代わりに出せば、事実上審査なしで市町村から給付を受けられるということができないものかと思ふのです。

例えば、市町村からすれば、事務負担が非常に軽減できると思ふますし、事業者側からすると、必要な書類ばかりだと思ふますけれども、それだけの書類を整えるのは結構手間とコストもやっぱりかかるのです。例えばコピー代一つにしてもそうですし、郵送料一つでも。その辺を考えると、市町村にとっても、申請をされる事業者にとっても非常にメリットがある話だと思ふますし、何よりもできるだけ早く市町村の上乗せ分を給付できるということにもつながってこようかと思ふます。もちろん先ほど申しましたように、県の求める条件と市町村の求める条件が違ふてしまうと、これは全然対象になつてこないと思ふますが、県に合わせ込んでいこうということであれば、ぜひそれも検討いただきたいと思ふます。皆さんにメリットがあるので、ぜひ検討いただきたいと思ふています。そのためにも市町村と情報交換、情報共有をしていただいて、こういうことをもし進めるとなれば、市町村と連携を密にさせていただけたらありがたいと思ふております。何よりも困つておられる方を助けるという意味で、新たな感染拡大を防ぐという意味で、ぜひ協力いただいている方にメリットがあるような形をお願いしたいと思ふます。

もう1点、仮に今、5月6日までの緊急事態宣言における協力要請期間でございますけれども、これが5月7日以降に延長された場合、この給付金の運用は別建てと考えていいのかどうかです。これは恐らく今、目の前のことで、県の当局、関係課も手いっぱいだと思いますので、これはあくまで5月6日までの要請だと、7日以降にもし延長されるようなことがあつたら、これは別建てとしてぜひ考えていただきたいということを私からお願いしておきたいと思ふます。要望でございます。

それから、最後にお尋ねしたいのですけれども、感染拡大防止のために外出自粛、これは県民の皆さんもよく理解をされて協力していただいておりますし、また一日も早く収束することを願つていらっしゃるところでございますけれども、経済面においては、先ほど申しましたように、日増しに影響は深刻になっております。雇い止めなど、いろいろな形での失業者数の増加も非常に心配をしております。実際にハローワークには多くの人が訪れている様子も確認しております。

このことについて産業・観光・雇用振興部長としてどのようにお考えなのか、どのように対応していこうと思っておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○谷垣産業・観光・雇用振興部長** 新型コロナウイルス対策につきましては、庁内各部署が毎日のように集まって庁内で会議をやっております。中には、知事・副知事が出て一緒にやっている会議も数多くございます。その中で、感染拡大防止対策、あるいは医療提供体制に加えまして、経済・雇用の面につきましては私どものほうの部で主に担当させていただきます。

まずは、この困難な状況にあって、県内事業者の皆様が事業を継続していただくことが何よりも大事と考えておりまして、これがまた雇用を守ることにもつながっていくと心得ているところでございます。このため、先ほど答弁を申し上げました無利子・無保証の制度融資の拡充、あるいは県内45カ所で経営相談窓口を開かせていただいて、資金繰りの相談に応じるということもさせていただいております。その中では、先ほどご質問の中でもお触れいただきました国の制度についてもご案内を申し上げ、国の窓口につないでいくということもさせていただいております。

新型コロナウイルス感染症という歴史的にも経験したことのないような困難に、今、直面をしているわけでございます。国、あるいは県や市町村でも独自に様々な支援策を打ち出しているところでございます。今後も、奈良県民の皆様、事業者の皆様と一丸となって、新型コロナウイルス感染症との闘いに絶対に打ち勝つという強い気持ちと、その後の力強い経済の回復に全力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

**○池田委員** ぜひ、今、決意を述べていただきましたように進めていただきたいと思えます。

私から提案ですけれど、先ほど申しましたように、失業者が増えてくるのが非常に懸念されているわけですが、雇い止めなどいろいろなことで、県も県の職員として雇用して、県内企業等でインターンシップなどの県内就業に結びつく支援をやっていこうという取組を今議会で示していただいておりますけれども、例えば身近なところでいうと、これから田植のシーズンが始まります。それが終わったら大和高原ではお茶が始まります。大変忙しくなって人手不足でございますので、例えばそういった方を、短期雇用でございますけれども、助けてあげることができれば、表現が悪いのかも分かりませんが、日銭を稼ぐこともできますし、実際、人手不足で困っておられる方は非常に助かるというウィン・ウインの関係がそこでつくられると思えます。

また、時期を問わず慢性的に人手不足の業界もございます。例えば介護の業界、あるいは物流、運輸関係、建設、警備など、いろいろございますけれども、そういった人手不足のところうまくマッチングができれば、非常にお互いメリットのある話になると考えております。

実際、私の知り合いから聞いたので調べてみたのですが、北海道が既に、そういったマッチングのサイトをやっておられます。ぜひ参考にさせていただいて、その辺りうまくできるように進めていただきたい。いずれにしても、この部局だけでできることではありませんので、全庁的に、横断的に、オール奈良でぜひ助け合いを進めていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

またあわせて、コロナが収束した後に、観光面であるとか、経済面、雇用の面も早期に回復し、元どおりになるように、その支援対策についてもお願いして私の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

**○中川委員** ほかの観点から質問したいと思っております。

情報発信の在り方につきまして聞きたいと考えております。

私のところにもいろいろな方から問合せがあるのですが、その中でも一番多いのは、そもそもうちの店は対象なのかが分からないといったお問合わせを頂いています。お電話を頂く方もいらっしゃいますし、顔を見て聞いてくる方もいらっしゃいます。

どこが分かりにくいのかと、ホームページが何回か更新されていますので、その時々に合わせて私のほうでも見ているわけです。あまり想定していなかったところで分かりにくさも生じているのではないかと思いますので、ご指摘もさせていただきます。

用語の使い方が独特なので分かりにくいというところもあると思います。例えばですが、法の下、休業を要請すると。この「要請する」という言葉と、また別のフレーズとしまして「協力を依頼する」と、そういった言葉もございます。この要請につきまして、今回の協力金の対象者というところでは、要請を受けた施設と書いてあるのですが、この要請という言葉の中に協力依頼というのが入っているかどうか、ここも分かりにくくなっています。

要請と協力依頼を合わせた用語が、「等」がついた「要請等」になっているのかなとか、そういうところも、ふだん、役所の文章を見慣れている私ら県議会議員が何回も読んで、こういう解釈なのかなと読み込んで分かった。なおかつ、それでも分からない場所がある。そういった状況でございます。ホームページ上そういった用語の整理も併せてしていただ

きたいと思っています。

その用語の整理のほかに、ずっと読んでいきますと、100平米以下の施設もとあります。休業要請等の対象施設のうち、100平米以下の施設も応じていただいた方は対象になる、そう書いているのです。「休業要請等」という言葉の「等」という協力依頼も含んでいるのかな、そういうことを全部予測している方にとっては、100平米から900平米の間のところも対象になるのかなとか、何となくイメージはつくわけですがけれども、ぱっと読んだ限り、100平米から900平米までのところはどうかという方もいらっしゃるのではないかと思います。ホームページを一読したら分かるような図表なども用いていただくことで、結果として電話対応なども楽になるとと思っています。そういったそもそも書き方を改善してほしいというのが大きな観点として1つあるのですけれども、もう一つ、そもそも県民の方に届いているかどうかでございます。

今回、4月21日に対策本部で決定しまして、即日記者会見で、こういった協力金を設けますと知事から言っていて、翌日、各種報道で流れました。流れたのですけれども、それから2日後の23日に対象が少し広がりましたと、そういった経緯があると思います。そういった対象が広がったということを知らない方もたくさんいらっしゃったのではないかと、そういった反省もあるのではないかと考えています。

たまたま日本維新の会の同僚議員が電話で聞いたところ、飲食店も100平米以下だったら対象になる場合もあると23日から変わったみたいだという状況がありました。そういうことでたまたま知りまして確認も取れましたので、対象なのかどうかというお問合わせがあったところに、あなたの学習塾は100平米以下なので対象ではないですともともと伝えていたのですけれども、変わったみたいで、対象に含まれるようになったみたいだと、また改めてお伝えしました。そういったこともございました。

対象が広がったのであれば、それはそれでまた伝えるように告知をするような努力は必要と思うわけです。今後の対応につきまして、お聞かせいただきたいと思っています。

**○谷垣産業・観光・雇用振興部長** 曖昧なところがあって、県民の皆様方にうまく伝わらず誤解を招くような表現がありましたことにつきましては、今後きちっと改めていきたいと考えております。きちっと書かなくてはいけないと思うあまりに、気がついたら役所の文章になってしまっていることも実際にありました。県民の方からすると、この「等」は何だという話で、コールセンターにお問合わせいただいたようなことがあって、反省も日々ございます。なるべく県民の皆様に分かりやすい表現で、日々ホームページも変えて

いきたいと思っております。

それと、100平米の問題ですけれども、厳密に言いますと、23日から範囲を拡大したのではなくて、21日の段階で100平米のことについてもある程度決めていたのですが、先頭に立ってやっていただいているコールセンターの職員さんが、みんな始めたばかりですので、その辺のところがうまく伝わってなくて、現場で対応に苦慮して保留させていただいたというのが実態でございます。その辺のところでたくさんのお問合せがあるということが分かりましたので、表現をきちっと書きまして、コールセンターの最前線に立つ方が持つ資料も、そこはきちっと変えて、それからこういうことだと対応している状態でございます。どうしても初めの頃は、コールセンターでも戸惑いがあったのは事実でございます。コールセンターの職員が持つ様々な資料につきましても充実させていただきまして、その場できちっとしたお答えができるようにこれからも努めてまいりたいと思います。どうぞ引き続きよろしく申し上げます。

**○中川委員** 状況が分かりました。土・日も返上して対応していただいたと思っています。少しでも楽になっていただければといった配慮もあってのご提案でございました。せっかく今日の議会が終わってから書式をアップしたり、手を加える機会がありますので、分かりやすく書き換えるとか、そういった努力もしてほしいと思っています。

最後に要望しますけれども、今回の協力金につきましては国からの交付金を受けてということであります。地方創生臨時交付金を受けてということなので、分かりやすく言えば、県の懐は痛んでいないということでもあります。もちろん、新型コロナウイルス感染症対応資金であったり、制度融資条件の拡充であったり、そういうところで県としては懐を痛めて頑張っていると思うのですけれども、今後、長期化も含めまして、県として独自に上乘せするののかも含めて、幅広く検討していただきたいと要望して終わりたいと思います。

**○森山委員** 私からは、2点質問をさせていただきたいと思います。

1点は制度融資に関する件です。

今回、合計1,000億円の融資枠ということで進めていただいているのが、県内事業者の方たちには非常に心強い内容になっていると思います。そのような中で、既に無利子の融資を1円でも借りたいということで、融資に手を挙げている方、金額も決まっている業者もそれぞれ出てきていると思います。まず、この1,000億円というのは、枠ですけれども、業者の方が1円でも多くということで、その延長線上でいくと達するかも分か

りません。1,000億円に達してしまったときに、まだ熟慮してから融資を考えようと思っているところが手を挙げたときに、その枠がいっぱいで融資が受けられなくなることが気になるところでありますので、まずそれをお答えください。

**○山田地域産業課長** 制度融資の融資枠についてでございます。

今回、補正予算で1,000億円の融資枠を確保したいと考えております。この補正予算をお認めいただきましたら、当面、資金需要には十分対応できると考えておりますけれども、今後も申込み状況を随時把握しまして、引き続き県内企業の資金繰りに支障が生じないように取り組みたいと考えております。以上でございます。

**○森山委員** くれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。利子が発生しないという条件だったら、借りるにしても1円でも多く借りたいというのが事業者の率直な考え方だと思います。一方、返済までに5年間の猶予があるという条件があっても、今まで経験したことのないような状況にあっている事業者が、5年後を描けないというところもたくさんあるのです。そういうところが今後のことを考えて、融資ができるかどうか今いろいろ熟慮しているところもあるのです。特に若い頃に夢を持って、自分の店を持つということでチャレンジした人たちが、そういうところで先が見通せないということで非常に苦しい立場に立たされているところもあるのです。そういうところが熟慮に熟慮を重ねて、今この金を借りて返せるかどうか考えている間に、枠に達していたということになって、考えてから手を挙げたら間に合わなくなったということがあったら、そこは非常にきつい追い打ちになりますので、そういうところにもしっかりと手が届くようなサポート体制で支援してあげていただきたいと思います。それは強く要望しておきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

もう1個は、県内マスクの状況についてお伺いをしたいと思います。

国道を走っていてドラッグストアの前を通っても、本日のマスクはございません、次回入荷は未定ですという貼り紙が目につくところがございます。そういう足りないマスクを補おうとして、政府は1人2枚、布マスクを配布しますということになって今進めていますけれども、その布マスクは、大きさや衛生面など厳しいようなことがあって、いまだ届いていないというところでもあります。

奈良県は、もともと布産業、繊維産業が強い都道府県の一つでありますから、奈良県も独自に布マスクの製造を進めたら、少なからずマスクの不安から解放されることができのではないかと感じます。奈良の強みをこういうときに生かすべきだと思うのですけれど

も、マスクの不足状況を今回の政府のほうで補う考え方や、現状についてどう考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

**○山田地域産業課長** マスクの現状の認識についてお答えを申し上げます。

日本衛生材料工業連合会の公表資料によりますと、国内のマスク自給率は2018年におきましては約2割でございます。感染症の世界的な感染拡大に伴いましてマスク需要が高まっていることはご承知のとおりかと思っております。県内でもマスク不足がうたわれておりまして、店頭でも品薄状態になっていると認識もしております。

このような状況の中でも、県内では繊維関連企業の中に、例えば靴下生産をされている技術を応用して布マスクの生産に取り組まれている企業も出てきております。県といたしましても、引き続きこれらの企業や業界の組合と連携を図り、県内企業の活性化と感染者発生時における県民への供給確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○森山委員** その取り組んでいくということは、具体的に今回の補正の中でも考えているものなのですか。具体的に何かあるのですか。

**○山田地域産業課長** 今回の補正の中でダイレクトなものはありませんけれども、融資枠を拡充しました新しい資金におきましては、研究開発などにも使っていただけると思います。いろいろな用途に使っていただける資金でございますので、赤字の運転資金だけではなく、こういう前向きな取組にも使っていただきたいと考えております。以上でございます。

**○森山委員** ぜひよろしく申し上げます。

**○和田委員** 現状について2つ質問します。

1つは、中小企業・小規模企業から何件相談があったのか。また、内容はどのようなものであったか教えていただきたいと思っております。

もう一つ、10万円、20万円の協力金のことで伺いますが、大阪ではパチンコ店6店を公表したら2店は協力に応じた。休業要請をしているけれども、拒否しているパチンコ店が4店あるということでございます。奈良県でもこれから休業要請をしていくについて、この協力金という名の下での制度、これは休業要請するから店の運転資金などいろいろな意味で実質的には補償するという意味なのかどうか。協力ということであれば、謝礼という意味が出てきます。どういう意図なのか、この協力金の意味を明らかにしていただきたい。

それから、10万円、20万円はどういう根拠なのか、教えてもらいたい。

**○山田地域産業課長** 経営相談窓口の状況についてお答え申し上げます。

1月29日から、商工会議所、商工会、中央会、それから信用保証協会等に相談窓口を設置しております。4月24日までの相談件数でございます。累計で2,928件となっております。

内訳につきましては、まず金融関係の相談で、1,905件でございます。従業員の雇用等に関する相談が339件、その他694件ございまして、金融に関する相談が全体の約65%を占めている状況でございます。

商工団体の別では、商工会議所・商工会で2,554件、信用保証協会で235件などとなっております。

業種別でございます。飲食業が682件、製造業が458件、小売業が413件などとなっております。

相談の内容につきましては、金融関連では売上の減少でありますとか、それに伴う資金繰りの悪化などの相談が多く寄せられております。従業員の関係におきましては、事業縮小や休業に伴います従業員の処遇についてのご相談でございます。その他につきましては、来店客の感染防止方法についての照会などがございました。

それらの相談に対しまして、資金繰りにつきましては県の制度融資や日本政策金融公庫の融資制度の紹介、それから金融機関へのあっせんや連携による支援、または持続化給付金等の国の支援策の説明を行っております。雇用関係につきましては、雇用調整助成金の紹介でありますとか、感染防止方法につきましては消毒用アルコール液の使用、換気などについての説明を行っております。以上でございます。

**○福留産業政策課長** 協力金につきまして、2点ご質問をいただいております。

まず、補償ということでございますけれども、今回、支給する協力金につきましては、県から施設使用制限を要請して、4月25日から5月6日の間、ご協力をいただくということで、ご協力いただきました中小企業・個人事業主の方々に対して支援させていただくというものであります。いわゆる休業に伴った損失を一定割合補填する、補償ではなく、あくまで協力金という形で整理させていただいております。

もう1点、10万円、20万円の根拠についてでございます。

大阪府、兵庫県ほどの財政力がありませんので、同等の金額を給付することは本県では難しいところでございます。本県からの休業要請にご協力いただいた方へ少しでも協力金

としてお支払いするために、滋賀県、京都府の金額を参考に決めさせていただいた次第でございます。以上でございます。

**○川口（延）委員長** 先ほど山田地域産業課長から、相談件数2,928件の内訳をご説明いただいたと思うのですがけれども、後ほど一覧表にして書面で頂けたらと思います。よろしくをお願いします。

**○和田委員** 委員長、ありがとうございます。

産業政策課のほうで強く要望しておきたいのですが、10万円、20万円を決めた背景として財源力の問題があると指摘されました。その財源力を賄うために国に対して財政援助するように、コロナ対策として自由な財源として交付金を出してもらうように国に働きかけをしてはどうかと思います。強く要望しておきたいと思います。

**○川口（延）委員長** ありがとうございます。

**○西川委員** 谷垣産業・観光・雇用振興部長をはじめ皆様方には、コロナウイルスの関連に対しまして日夜ご尽力いただいていますことを、まずお礼を申し上げたい。

また、1つお願いを申し上げておきたいのは、このピンチをチャンスにするという一つのプロセスもあるわけでございますので、奈良県の十分というのではいけない。私は十二分に中小企業、または零細企業に対しての手を差し伸べていただくことが、今後の奈良県への産業の誘致等にも響いてこようかと思えます。今、非常に世間の皆さんが目を開いて、各都道府県がどのように対応するのかに注目が集まっているように思います。先ほど和田委員から質問がございましたように、20万円と10万円の件につきましても、経済規模、関西2府4県での奈良県のボリュームも我々県会議員は熟知しているところでございます。20万円、10万円という一つの枠をお決めいただいたことに心から感謝を申し上げておきたいと思えます。繰り返しますけれども、このピンチをチャンスに生かせるような十分な対応ではなしに十二分な対応をお願い申し上げておきたいと思えます。要望でございます。ありがとうございました。

**○田中副委員長** 協力金について、対象が1万5,000件、莫大な量と思えます。通常の奈良県の融資は1,000件ぐらいではないかと思うのですが、今回の対象案件は処理できるのか。いつまでに結論を出しますというリミットをお考えいただいているのか、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

**○福留産業政策課長** 1万5,000件の処理についてでございます。

繰り返しになりますけれども、予算に事務経費を計上させていただいております。その

内訳は、県庁の執務室ではできませんので、事務室等を借りて、そこに事務機器、電話、パソコン、プリンター、コピー機などをしつらえまして、また人員も県庁職員だけでは到底できませんので、最大で30名程度の応援、臨時職員等になるのですけれども、そういった方のサポートチームの下、適正に事務処理をしていきたいと考えています。それで期間につきましては、申請者から申請をいただきましたら、先ほど申しましたように、1カ月後ぐらいを目指して振り込みをさせていただきたいと考えています。以上でございます。

**○田中副委員長** 30人で1カ月であれば1日に100件以上決裁しないといけないということ。それだけの決裁が果たしてやっていけるのかなという気がするので、この30人でいいのかどうか、私は逆にもっと人を増やさないといけないのではという心配をして申し上げているのです。延びてもいいということでは決してないと思いますので、また予算もこれで使い切りになってしまうという事態になってきたら、次のこともお考えいただかなければいけないと思います。従来の特例融資でも、別室で中央会なども協力して臨時でいろいろ審査していただいたりしていますけれども、それでも10人近く人が集まってきたように思うのです。それが30人程度でいいのかと思います。もう少し人数を増やすぐらいの気持ちを持って対応していただければありがたいと思いますので、申し上げました。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

**○川口（延）委員長** ほかに質疑がなければ、理事者に対する議案の質疑を終わります。

続いて、各議案について委員の意見を伺います。ご発言をお願いします。

**○池田委員** 自由民主党といたしましては、当委員会に付託を受けております議案に賛成いたします。

**○西川委員** 自民党奈良も全面的に賛成を申し上げます。

**○和田委員** 創生奈良も賛成でございます。

**○森山委員** 新政ながらも付託された議案に賛成いたします。

**○中川委員** 日本維新の会も賛成いたします。

**○山中委員** 公明党も賛成いたします。

**○川口（延）委員長** ただいまより付託を受けました議案について採決を行います。

採決は、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りいたします。令和2年度議案、議第50号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。ありがとうございました。